

○ 三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱 新旧対照表（本文）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱	三重県有料老人ホーム設置運営指導要綱
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条（略） 第 2 章 事前協議 第 4 条～第 6 条（略） 第 3 章 届出等 （届出等） 第 7 条 設置予定者は、建築確認通知書を受領後（建築確認を要しない場合は、事業開始報告前）、速やかに有料老人ホーム設置届（老人福祉法施行細則（平成 5 年三重県規則第 26 号。以下「細則」という。）第 23 号様式。老人福祉法の改正（平成 18 年 4 月 1 日施行）に伴い、新たに届出が必要となった有料老人ホームにおいては、様式第 10 号）により、法第 29 条第 1 項に定める届出を行わなければならないものとする。<u>この書類の提出部数は正本 1 通、副本 1 通とする。</u> 2（略） （事業開始報告） 第 8 条 設置予定者は、有料老人ホームの設置及び運営を開始したときは、10 日以内に、有料老人ホーム事業開始報告書（様式第 5 号）及び重要事項説明書を知事に提出するものとする。<u>この書類の提出部数は正本 1 通、副本 1 通とする。</u> （変更届） 第 9 条 設置予定者等は、第 7 条第 1 項の届出の内容（事業開始の	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条（略） 第 2 章 事前協議 第 4 条～第 6 条（略） 第 3 章 届出等 （届出等） 第 7 条 設置予定者は、建築確認通知書を受領後（建築確認を要しない場合は、事業開始報告前）、速やかに有料老人ホーム設置届（老人福祉法施行細則（平成 5 年三重県規則第 26 号。以下「細則」という。）第 23 号様式。老人福祉法の改正（平成 18 年 4 月 1 日施行）に伴い、新たに届出が必要となった有料老人ホームにおいては、様式第 10 号）により、法第 29 条第 1 項に定める届出を行わなければならないものとする。 2（略） （事業開始報告） 第 8 条 設置予定者は、有料老人ホームの設置及び運営を開始したときは、10 日以内に、有料老人ホーム事業開始報告書（様式第 5 号）及び重要事項説明書を知事に提出するものとする。 （変更届） 第 9 条 設置予定者等は、第 7 条第 1 項の届出の内容（事業開始の

予定年月日並びに事業開始に必要な資金の額及びその調達方法を除く。)に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に有料老人ホーム設置届出事項変更届(細則第24号様式)及び重要事項説明書を知事に提出しなければならない。この書類の提出部数は正本1通、副本1通とする。

なお、次の各号に掲げる場合には、それぞれ各号に定める書類を提出しなければならないものとする。

(1)～(3)(略)

(廃止又は休止届)

第11条 設置予定者等は、第7条第1項の届出をした有料老人ホームを廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに有料老人ホーム廃止又は休止届(細則第25号様式)を知事に提出しなければならない。この書類の提出部数は正本1通、副本1通とする。

第4章 設置後の状況報告等

第12条 設置者は、毎年7月1日現在の次の書類を作成し、正本1部及び副本1部を知事に報告するものとする。

(1)～(8)(略)

第13条、第14条(略)

第5章 雑則

(書類の経由)

第15条 この要綱に基づき知事に提出すべき書類は、当該有料老人ホームの所在地を管轄する保健所又は福祉事務所の長を経由するものとする。

ただし、三重県電子申請・届出システム等による届出につ

予定年月日並びに事業開始に必要な資金の額及びその調達方法を除く。)に変更が生じたときは、変更の日から10日以内に有料老人ホーム設置届出事項変更届(細則第24号様式)及び重要事項説明書を知事に提出しなければならない。

なお、次の各号に掲げる場合には、それぞれ各号に定める書類を提出しなければならないものとする。

(1)～(3)(略)

(廃止又は休止届)

第11条 設置予定者等は、第7条第1項の届出をした有料老人ホームを廃止又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに有料老人ホーム廃止又は休止届(細則第25号様式)を知事に提出しなければならない。

第4章 設置後の状況報告等

第12条 設置者は、毎年7月1日現在の次の書類を作成し、正本1部及び副本1部を同月末日までに知事に報告するものとする。

(1)～(8)(略)

第13条、第14条(略)

第5章 雑則

(書類の経由)

第15条 この要綱に基づき知事に提出すべき書類は、当該有料老人ホームの所在地を管轄する保健所又は福祉事務所の長を経由するものとする。

<u>いては、その限りでない。</u>	
第 16 条（略）	第 16 条（略）
<u>附 則</u>	<u>（新設）</u>
<u>この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。</u>	